令和 5 年度 第 1 回福岡県指定管理者選定委員会

○ 日 時:令和5年6月29日(木)9時30分~

○ 場 所:特1会議室(県庁10F)

【事務局】

定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回福岡県指定管理者選定委員会を開催いたします。開催にあたりまして、行政経営企画課長よりご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、指定管理者選定委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、本委員会の委員を快くお引き受けいただき、ありがとうございます。 重ねて御礼申し上げます。1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

昨年度の委員会では、「福岡自治研修センター」をはじめ、7施設の指定管理者の選定につきまして、 熱心にご議論をいただきました。昨年の12月議会に提出いたしました指定管理者の指定議案は無事 可決され、本年4月から、それぞれの施設で、指定管理業務が実施されているところでございます。

今年度の委員会では、現在の指定期間が令和5年度までとなっております「大濠公園能楽堂」をはじめとした7施設の指定管理者の選定につきまして、ご議論いただきたいと考えております。本日は、この7施設の概要を説明させていただいた後、指定管理者の選定方式や指定期間、評価項目・評価基準などにつきまして、ご意見をいただきたいと思います。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は第1回目の委員会ですので、委員長が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。

まず、議事の公開について確認いたします。本委員会につきましては、昨年度同様「非公開」での 開催となりますが、委員会資料及び議事録は、後日、県ホームページで公開することとしたいと思い ます。なお、委員会資料のうち、協議を行う上で重要かつ注意を要するものの公開については、委員 長にお諮りの上、判断をしたいと思います。また、議事録については、固有名詞は出さず、予め委員 の皆様にご確認の上、公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●委員

(異議なし)

【事務局】

ありがとうございます。

次に、委員長及び副委員長の選任についてですが、事務局からご提案させていただければと思います。

平成29年度から、長年にわたって委員長を務められた○○委員が昨年度末に退任されました。そこで、昨年度、副委員長を務められた○○委員に委員長をお願いしたいと考えております。また、副委員長につきましては、○○委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

●委員

(異議なし)

【事務局】

ありがとうございます。それでは、○○委員に委員長を、○○委員に副委員長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、委員長、副委員長は委員長席、副委員長席にお移り下さい。

この後の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。

●委員長

それでは、議事に入りたいと思います。本日の議事は、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。まずは、協議事項について、事務局より説明願います。

【事務局】

(事務局から選定対象施設、スケジュール、選定施設の概要、指定管理者の選定方式、募集要領等について説明) (資料1~5)

●委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から、ご意見・ご質問をいただきたいと思います。より多くのご意見を頂くためにも、ご質問・ご答弁は出来る限り簡潔にお願いいたします。

●委員

項目の中に、利用者の満足度をどう図ってどう改善していくかみたいなことがあった方がいいと思うんですが、それは、小項目でいうと「サービス向上策の提案」の中に入っているのでしょうか。例えば、利用者の満足度のアンケート調査をするとか、そういうのはどこに入るのでしょうか。

【事務局】

先ほどご指摘いただいた通り、小項目「サービス向上策の提案」、この中で各事業者から提案をいた だく内容となっております。

●委員

すいません。関連してですが、その場合に利用者の満足度の調査みたいなやつは指定管理者が直接 やるのでしょうか。今、県の方で、何か統一されたアンケートフォームだとか基準みたいなものがあ るのでしょうか。

【事務局】

県の方で統一的なフォームは特にございません。各指定管理者の方で、そういったアンケートを実施しております。

●委員長

各施設が利用の促進であるとか、経費の削減であるとか、色々な目標を掲げられて各施設の指定管理者が事業運営しているわけですけども、各施設ともそれぞれ固有のミッションがあって、スポーツや歴史文化の振興などがありますね。そのような各固有のミッションが達成されたということを確認するための成果指標のようなものは、提案書の中に取り込んでいただいて、その指標に妥当性があるのかという評価はなされないのでしょうか。各施設において、利用者を増やすという目標であったり、利用者が満足しているかどうかの評価はあると思いますが、各施設固有の目的が本当に達成されたかどうかということが、本当に利用する人たちの生活の質の向上に繋がるのではないかなと思うんですけど、その辺を検証するようなそういう目標値みたいなものを提案書の中に盛り込んでいただいて、その妥当性を評価するという、そのような余地はあるのではないかと思います。私もどういった

提案書が出てくるかわかりませんけど。

【事務局】

小項目「事業の展開」の中で、それぞれの施設の設置目的に沿った利用促進の方策が具体的に提案 されているかという評価をしております。そこで、各施設ごとに事業計画書の中で記載されているも のは、一応評価はしておりますが、委員長が仰るようなところまで評価できているとは、はっきり申 し上げることはできません。

●委員長

提案者に対して、そこまでの要求をしてもいいのかなとも思うんですけど。例えば40ページ以降 の事業計画書において、評価項目の大、中、小項目に対応した内容がここに反映されるのだろうと思 うのですが、先程申し上げた、各施設の個別のミッションの達成に向けて本当に成果が確認、判断で きるようなエビデンスみたいなものを示しているかどうかということなんですけどね。毎回、同じよ うな提案書が出てくるからですね。

【事務局】

提案された内容につきましては、この指定管理者選定委員会で評価をいただきますけれども、毎 年、事業報告書を指定管理者の方から提出いただきまして、それを所管部局の方で評価し、管理運営 状況報告という形で議会の方にも提出をしております。そこでしっかり評価はさせていただいており ます。

●委員長

まあ、5年間という長い期間で、例えば歴史文化やスポーツの振興が果たせたかどうかという成果 は出てくると思うんですよね。ただその成果が出てきたという判断基準は何をもってやるのかという ことですね。ただ利用客が増えたからとかそのようなものではなくて、個別のミッションに基づいた 何かしらの指標を出してもらえれば、非常にありがたいなと思います。

【事務局】

指定管理者に求めて出させるということですね。

●委員長

そうです。そういう提案をされているかどうかということに対しても評価の対象にしてもいいので はないかと思います。

●委員

今の委員長のご指摘と関連するのですが、アウトプットの数値的な目標をどう評価するかというの が一つあると思います。例えば複数の団体が応募してきたときに、利用者の数をこれだけ目標値とし て掲げますというのが書いてあって、それが多ければいいというわけでも多分ないと思います。現実 可能性が、実現性がどれぐらいあるかということ、それともう一つは、単にアウトプットではなくて アウトカム的なミッションをきちんと達成しているかどうか、或いは達成できるかどうかという、も う一つの判断基準があると思いますが、その辺は委員長がおっしゃる通り、少し整理しておかない と、複数の応募書が出てきた時にどっちをどう評価するのかっていうのがちょっと曖昧になってしま うかなという気がします。

その上で質問ですが、例えば、過去の利用者の人数ですとか、過去の指定管理を受けたところの評 価みたいなところは、公開されるでしょうか。公開されると数値目標等も立てやすいと思いますが、 いかがでしょうか。

【事務局】

各施設ごとの利用者数につきましては公表されております。また、過去の指定管理者の評価というのは先ほどご説明いたしましたとおり、毎年、指定管理者の管理運営状況報告というのをしておりまして、その評価につきましても県のホームページに公表しております。

●委員

ついででいうとですね、北九州市の場合には、行政側で基準になる利用者の数の目標みたいなものを決めて、そこから上がったり下がったりみたいなものを評価しています。もしご参考になればと思います。

●委員長

他に何かございますか。

●委員

今度の指定管理者選定方式についてということで説明いただいたんですけれども、よくわからなくて、「障害者就労支援ホームあけぼの園」は、今まで個別選定をしていたけれども、3年後にその移譲等の見直しを進めるということで、今回は3年間公募になるのですか。今までは「福岡コロニー」が指定管理者だったけれども、今度の3年間だけは別の社会福祉法人にお願いするということですか。それは移譲する前の3年間だけ公募というのはどのような理由でしょうか。

【事務局】

考え方としては、資料4で説明させていただいた通り、原則公募という考え方があります。これまでは理由があって個別選定だったんですけれども、もう今回は個別選定を続けるということも原則に反するだろうということで公募をさせていただきます。行革大綱が令和8年度までですので、指定期間は3年になりますが、福岡コロニーが今度公募に応募するかどうかわかりませんけれども、必ずしもそれ以外の団体を想定しているというわけではありません。あくまでも原則に則って、個別選定をできるだけ公募にしようという考え方で行っているということでございます。

●委員

そのあとの社会福祉法人への移譲ということは、もう指定管理者ではなくなって、もうその施設を 社会福祉法人に任せてしまう、県が離れるということですか。

【主怒吕】

県の施設ではなくなるということで、指定管理者制度から外れるということになります。

●委員長

もう完全に民営化されるということですね。

【事務局】

移譲ということになれば、そうです。相手方とときちんと話ができればですね。

●委員長

資産の関係も。

【事務局】

そういったところも含めたところで協議が必要です。

●委員

今回3年後には移譲等になるということで、今回は応募を募るということですね。それを見据えた上で応募される方もいると。わかりました。

●委員長

ネーミングライツという項目が入っていました。この5年間の間にこの募集をするということで決定されているということですか。

【事務局】

ネーミングライツの募集をするというのは決定しているわけではございません。もしそういった可能性がある場合、指定管理者と協議が必要だということでこの募集要領に書かせていただいております。必ず能楽堂等でネーミングライツが発生するということではございません。

●委員長

そうすると、提案する側の方もそれを踏まえた内容で提案するということはないということですか。

【事務局】

必要ございません。あくまで指定期間中に別の会社がネーミングライツの権限を持ったときに、指 定管理者も協議が必要ということです。

●委員長

収入も変わってきそうですよね。広告収入の関係で。

【事務局】

それは、県の方に入ってくるのか、指定管理者の方へ入ってくるのかで変わってくるかと思われます。

●委員長

射撃場があったんですけども、ここもこれまでは個別選定だったのが、今度は公募になってます。 今、公益財団法人が指定管理者ということですけど、これは公募で民間が入ってくる可能性もあると いうことですよね。

【事務局】

公募ですからね。民間が応募する可能性もあります。

●委員長

それは、17ページにある、①、②、③の条件から外れているからということですか。

【事務局】

はい、そうです。県の行政改革大綱の中でも、基本的に指定管理者の選定としては原則公募でいく というような方針を示されております。

●委員長

歴史資料館分館は、公募になる可能性は極めて低いということですか。

【事務局】

はい、指定管理者制度導入当時から、ご説明いたしました理由に基づきまして、個別選定させていただいております。

●委員

先ほどのあけぼの園ですが、社会福祉法人に売却すれば、独自で運営することになるということですよね。資料5ページでいうと、指定管理料は支援費等に含まれるということですか。

【障がい福祉課】

今、指定管理料は支払っておりません。

●委員

払ってないんですね。では、ほぼ自主運営に近いということで、譲渡しやすいということですね。

【障がい福祉課】

ただ、売却になりますので、土地の代金が高いということもあり、なかなか難しいところもございます。

●委員

69ページのあけぼの園の評価項目において、工賃の向上のための施策を追加された理由は何でしょうか。人が集まりにくいとかそのような理由があるのでしょうか。

【障がい福祉課】

今、県のほうでですね、工賃向上の施策に力を入れておりまして、あけぼの園において「就労支援 の場」を開所しており、国立国会図書館の蔵書のデジタル化作業をやっていただいております。その 業務も引き続きやっていただこうということで、かかる項目を追加しております。

●委員長

今度5年計画を出していただいて、その間にいろいろ修繕が発生する施設があり、修繕については協議で、金額に応じて、どちらが出すかということだと思いますが、もっと効率よくするために、今DXとかで、デジタル化を進めて経費削減になるし、そうなった場合に設備投資がこの5年間で発生した場合は、計画の見直しを変更することはできるのでしょうか。また、そのための費用というのはどうなるでしょうか。

【事務局】

そこはどちらが投資するのかも含めて、話し合いになると思います。

●委員

各施設で評価項目、評価基準についてご説明いただき、今回からこういうものを追加していますということでご説明ありましたが、要は今までの指定管理者の方に欠けていたものというか、県としてこういうものを要求するということで増やしているということで、考えてよろしいでしょうか。

例えば能楽堂だったら、利用料金以外の収入を確保するための方策ということは、他にも何か収益 源を作ってほしいという思いが県としてはあるのかと。

それと、例えば津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設だったら、船舶操縦士免許等を有する職員を配置しているかどうかを評価するということで、今までに配置してないところも応募されたということですか。また、漁業活動に関する情報の迅速な把握と提供が、評価ポイントとして追加されたというのは、やはりそういうものが足らなくて、県としてはその辺が必要だなというご判断でしょうか。

【文化振興課】

大濠公園能楽堂は、能楽を主にする施設ということもありまして、団体の利用料金収入は下がって きている状況になっております。

能楽をされる方の高齢化等により、その利用が下がっているというのが課題の一つと考えており、 指定管理者の方には、能楽の公演数を増やしていただきたいというのもありますが、まずその施設を 運営する上で、それ以外の収入確保もしていただきたいということで、こちらを追加しております。

【水産振興課】

船舶操縦士免許の関係ですけども、場合によっては指定管理者が係留している船を動かさなければならないということもあり得ます。

また、津屋崎漁港は、漁港として使われておりますので漁業活動に支障が無いよう、漁業者と係留者との調整がどうしても必要となってきます。

●委員

能楽堂のご説明のところで、まず利用者が減って、収入が減っているという話をしていただいていたんですけれども、資料3の資料を拝見すると、「3 施設の管理」で、各年度の決算額があって、管理運営経費と収入で、施設によっては収入の方が少なく、経費が多いという、能楽堂であったり、次のあけぼの園は収入の方が多くて、経費が少ないなど、いろんな状態があるかと思いますが、例えば能楽堂の場合、令和4年度の収入が2600万円ほどで、経費が3500万ほどかかっている、こういう差額が出ている場合、単純に赤字なのかなあというふうに見えますが、こうなった場合は、何か補填する等、どういう状況で運営されているのでしょうか。

【文化振興課】

基本的に、指定管理者制度のもとで、指定管理料を決められておりますので、営業努力によって儲かった分は指定管理者の収益となり、逆に赤字の場合は指定管理者の方で、補填していただくということになっています。

●委員

そうなると、例えば能楽堂の令和4年度に関して言うと、900万くらいの赤字が出ていますが、そこは、現在の指定管理者の方で負担しているということですね。この5年間の数値だけ見ると、応募する団体もリスキーだなとは思いました。

●委員

最初の平成30年ぐらいはよかったですけどね。コロナの関係とかで、いろんな影響が大きいのかなとは思っているんですけど。

●委員

69 ページのあけぼの園ですが、大項目 4 番目、職員の確保方策における、小項目「労務管理、職員 確保、人員配置計画」のところです。4 番目に、「再委託をする場合の項目は適切か」という評価ポイ ントがございますけれども、この再委託というのはどういったものを想定されているのでしょうか。

【障がい福祉課】

例えば清掃業務とかですね、施設の管理運営をするために清掃したり、あと樹木剪定とかですね。 施設ではできないような管理について、再委託をすることがございます。

●委員

他のところは、特に再委託はあまり可能性がないということですかね。あけぼの園ぐらいですか。

【事務局】

他にも業務の一部を再委託する施設はあると思いますが、評価時のポイントとしていないだけでございます。

●委員長

それとちょっと一つだけ意見といいますか、次回の指定管理者選定のときには、現在、指定管理者になっていらっしゃる事業者による管理運営の結果みたいなものも、参考までに知りたいなと思いますので、先ほど事業報告の結果が出ているということでしたので、簡単で結構ですので、もし可能であれば何かそういったものを参考に資料をつけていただけると助かるなと思います。

【事務局】

はい。ご意見ありがとうございます。

●委員長

他にご意見はありますか。

【事務局】

冒頭の方に委員長がご指摘された、利用促進の方策の具体性とか現実性をどのように評価するかということで、それぞれ施設ごとに評価することにはなると思いますが、実際にどういう形で評価するかということは内部で検討してみたいと思います。またご相談させていただきます。

●委員長

承知いたしました。よろしくお願いいたします。 それでは、最後に、現地視察について事務局より説明願います。

【事務局】

(事務局から現地視察について説明)(資料6)

●委員長

ただいまの説明で、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

●委員長

選定理由とかは特にないですかね。

【事務局】

これまで現地視察を行っていない施設ということで選定しております。また、今回はじめて公募します、総合射撃場についてもご覧いただければということで選定しております。

●委員長

はい、承知しました。

では、活発なご議論ありがとうございました。事務局におかれては、各委員の意見を尊重していただき、指定管理者の募集が適切に行われるようお願いします。

本日の委員会は、これにて閉会したいと思いますが、事務局から何かございますか。

【事務局】

特にございません。

●委員長

それでは、以上で本日の委員会を終了します。お疲れ様でした。